

議案第150号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第150号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

資料の2ページをお願いします。

まず、条例改正の背景について、ご説明します。

建築物に係る防火関係規制の見直しのため建築基準法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月1日から施行されており、これに伴い大津市手数料条例の関連部分について、政令改正により繰下げが生じる条項を引用している部分について整理を行うものです。

政令改正の趣旨としましては、既存不適格建築物に関して、大規模の修繕・模様替えを行う場合の現行基準への適合義務を緩和する規定が追加されたもので、これにより建築基準法施行令第137条の12第1項の次に5項が新たに加わることになり、第2項以降が項ずれします。

資料の3ページをお願いします。

改正する条例の概要につきましては、大津市手数料条例別表第18項第59号について、建築基準法施行令を引用している部分の項ずれの整理を行うもので、公布日から施行します。

資料の4ページをお願いします。

こちらが大津市手数料条例の新旧対照表です。

別表第18項第59号について、現行は建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項であったものが、改正後は第137条の12第11項又は第12項となります。

以上で、議案第150号のご説明を終わります。